

令 和 2 年 度

主 要 施 策 の 概 要

令 和 2 年 4 月

石 川 県 警 察 本 部

目 次

はじめに	1
第1 石川県警察の現勢	2
1 組織機構	2
2 人員	3
3 機動力	3
第2 令和2年石川県警察運営の指針及び重点目標	4
第3 重点目標に基づく主要施策の概要	5
1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進	5
(1) 繁華街等における地域安全対策の推進	5
(2) 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進	5
(3) 金沢駅周辺、観光地等における交通安全対策の推進	5
(4) テロの未然防止に向けた警備諸対策の推進	6
(5) 訪日外国人等の急増への対応	6
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	8
(1) 安全安心まちづくりの推進	8
(2) サイバー犯罪対策の推進	9
(3) 県民の生活を脅かす生活経済事犯対策の推進	9
(4) 地域警察の対応力の強化	10
3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進	11
(1) 人身安全関連事案への的確な対応	11
(2) 子供・女性安全対策の推進	12
(3) 少年の非行防止・保護対策の推進	12
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	13
(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	13
(2) 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙	14
(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙	14
(4) 検挙力の強化	15
5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備	16
(1) 交通死亡事故等抑止対策の推進	17
(2) 安全で円滑な交通環境の整備	19
6 テロ・大規模災害等緊急事態対策の推進	21
(1) テロ対策の推進	21
(2) 災害対策の推進	22
7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	23
(1) 警察力の充実強化	23
(2) 県民の立場に立った警察活動の推進	25
第4 警察予算	26
1 警察費の概要	26
2 主要事業	26
3 令和2年度実質当初予算 警察本部主要事業の概要	28

は じ め に

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数、交通事故件数ともに減少傾向が継続するなど、一定の改善がみられるところであるが、依然として殺人、強盗等の凶悪事件、子供が被害者となる誘拐事件、高齢者を対象とした特殊詐欺、交通死亡事故等が発生するなど、予断を許さない状況にある。

また、広く我が国の社会に目を向けると、人口減少や急速な高齢化、国際化、サイバー空間の利用拡大、科学技術の発達等による大きな変化に直面する中で、ストーカー・配偶者からの暴力事案、児童虐待、サイバー犯罪等、新たな情勢が生じているほか、国際テロ情勢及びサイバー空間における脅威の深刻化、大規模災害の続発、六代目山口組の分裂に起因する対立状態の継続、交番への襲撃事案の発生等、警察が対処すべき治安上の課題が新たに生じ、又は変容している。

加えて、来年の「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」開催を控え、県内においても聖火リレー等の関連行事が予定されている。

このような社会の変化に適応し、新たに生じてくる、又は変容する治安上の課題に適切に対応するためには、真に警察官にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材の確保・育成、警察運営の合理化・効率化等による警察力の充実強化、県内の情勢の変化に応じた諸対策の推進はもとより、地域住民、関係機関・団体等、地域社会の一層緊密な連携が必要である。

そして、高い士気と厳正な規律を有するとともに、検挙力と事態対処能力を兼ね備え、最大限に機能を発揮できる力強い警察を確立し、県民の期待と信頼に応えなければならない。

よって、令和2年石川県警察運営の指針を

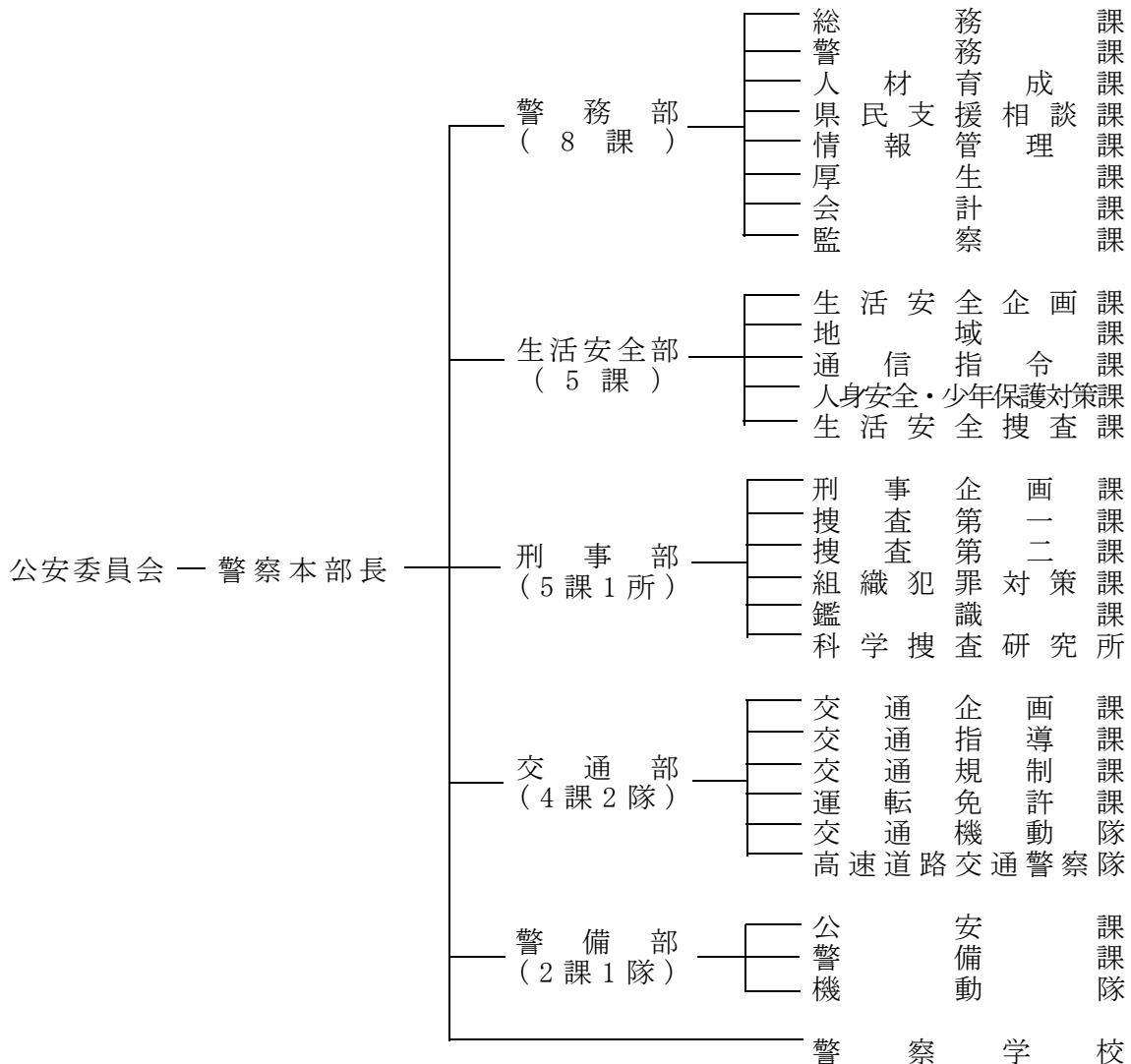
「県民の期待と信頼に応える力強い警察～安全で安心して暮らせる石川の実現～」としたものである。

第1 石川県警察の現勢

1 組織機構

(1) 警察本部

(令和2年4月1日現在)



(2) 警察署

(令和2年4月1日現在)

署別	金沢	金沢	金沢	大聖寺	小松美山	能山	白幡	津幡	羽咋	七尾	輪島	珠洲	12署計
下部組織	中	東	西	聖寺	松美	山	幡	津	羽	七尾	島	洲	
交番	16	12	8	4	5	2	6	4	2	3	2		64
駐在所	3	2	1	7	8	4	13	2	16	17	15	16	104
空港警備派出所					1						1		2
検問所				1									1
連絡所								3					3
合計	19	14	9	12	14	6	19	9	18	20	18	16	174

注：輪島警察署の駐在所については、季節駐在所である舳倉島駐在所を含む。

2 人員

- 地方警務官の定員は8人である（警察法第57条等）。
- 地方警察職員の定員は警察官1,977人、その他の職員の定員は379人（計2,356人）である（警察法第57条及び石川県警察職員定数条例第2条等）。

【警察職員定数の推移】

（各年4月1日現在）

区分	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	平31	令2
警察官	1,930	1,942	1,951	1,951	1,960	1,969	1,977	1,977	1,977	1,977
増減	0	+12	+9	0	+9	+9	+8	0	0	0
その他の職員	343	337	332	329	327	327	327	327	327	327
増減	-6	-6	-5	-3	-2	0	0	0	0	0
計	2,273	2,279	2,283	2,280	2,287	2,296	2,304	2,304	2,304	2,304
増減	-6	+6	+4	-3	+7	+9	+8	0	0	0

注1：警察官は条例定数、その他の職員は予算定数である。

注2：平成25年の警察官定数は5月16日現在である。

3 機動力（令和2年4月1日現在）

（1）航空機（ヘリコプター「いぬわし」）

機種	川崎重工業社製 BK117型					
性能	巡航速度	200km/h				
	航続距離	約400km				
	航続時間	約2.0時間				
	最大全備重量	3,350kg				
	座席数	最大10席				
配備年月日	平成11年3月18日					

生活安全部地域課 航空隊所在地 金沢市湊1丁目55番20号

（2）船舶

船名	配置先	概要					
		配置年月	定員	船質	船型	長さ(m)	総トン数(トン)
いしかわ	七尾	平16.2	11	アルミ合金	V型	18.20	20

（3）車両

車種別			保有台数		
四輪車	パトカー	警ら用	32	621	
		小型警ら用	166		
		交通用	31		
二輪車	交通事故処理車		22		
	指揮用車		36		
	捜査用車		157		
	輸送車		27		
合	その他		150	55	
白バイ	白	バイ	32		
バイ	バ	イク	23		
	計		676		



運営の指針

県民の期待と信頼に応える力強い警察 ～安全で安心して暮らせる石川の実現～

重 点 目 標

- 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進
- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 子供・女性・高齢者を守る取組の推進
- 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙
- 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備
- テロ・大規模災害等緊急事態対策の推進
- 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

第3 重点目標に基づく主要施策の概要

1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

県内の社会情勢は、北陸新幹線金沢開業を始めとした陸・海・空の交流基盤の整備・連携により、観光客等の来県者が大幅に増加するなど、交流人口が大きく拡大してきた。

また、来年の「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」開催を控え、訪日外国人の増加が見込まれ、本県においても、従来から行われているイベント、会議等に加え、上記競技大会参加国選手団の事前合宿、聖火リレー等の諸行事等が予定されていることから、交流人口の一層の拡大が予想される。

このような情勢の中、県内に居住・滞在する全ての人の安全安心を確保するため、交流人口の更なる拡大が治安に与える影響を予測し、効果的な治安対策を組織的・計画的に推進する必要がある。

施策の目標

- 交流人口の拡大に伴う治安諸対策を一層充実させるとともに、更なる拡大が治安に与える影響を予測し、効果的な各種治安対策を組織的・計画的に推進する。

(1) 繁華街等における地域安全対策の推進

ア 金沢駅周辺、観光地等に重点を置いた犯罪抑止対策及び雑踏対策の推進

犯罪の発生状況等を的確に分析し、自治体、地域住民等と連携した効果的な犯罪抑止対策及び観光施設、イベント主催者等と連携した雑踏対策を推進する。

イ 繁華街等における悪質な風俗関係事犯に対する取締り等の推進

繁華街の実態を把握し、悪質な客引き、無許可営業といった違法な営業行為等に対する厳正な取締りを推進する。

(2) 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進

ア 交流基盤の整備を背景とした犯罪の徹底検挙

新幹線等交流基盤の整備を背景に敢行される特殊詐欺等各種犯罪に的確に対応するため、公共交通事業者等と緊密に連携するとともに、犯罪の発生時には、必要な捜査力を投入して客観証拠の収集を始めとした初動捜査を展開することで、被疑者の検挙を徹底する。

イ 近年の暴力団情勢を踏まえた暴力団対策の推進

資金獲得活動の多様化、県外暴力団の県内進出等、近年の暴力団を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、暴力団排除条例等の各種法令を効果的に運用するなど、暴力団総合対策を推進する。

ウ 検挙力及び事態対処能力の強化

交流人口の更なる拡大が治安に与える影響を的確に分析・予測し、これに応じ

た各種訓練等を行い、検挙力及び事態対処能力の強化を図る。

(3) 金沢駅周辺、観光地等における交通安全対策の推進

ア 金沢駅周辺、観光地等に重点を置いた交通安全対策の推進

金沢駅周辺、観光地等を重点とした違法駐車の取締りのほか、英語を併記した規制標識等の設置、自治体、関係機関・団体等と連携した交通情報の発信等により、交通の安全と円滑化を図る。

イ のと里山海道、能越自動車道等の交通安全対策の推進

交通指導取締り及び警戒活動を推進するほか、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通実態に即した交通規制、広報啓発等を推進し、交通の安全と円滑を図る。



【交通安全出動式（高松 S A）】

(4) テロの未然防止に向けた警備諸対策の推進

ア 関係機関・団体と連携した水際対策の徹底

テロリスト等の入国を防ぐため、出入国在留管理庁、税関等の関係機関と連携し、事前旅客情報システム（A P I S）^(注)等を活用した水際対策を徹底する。また、小松空港、能登空港、金沢港及び七尾港において、関係機関と連携して実戦的な訓練等を実施するとともに、協力団体との合同パトロール等を推進する。

（注）事前旅客情報システム（APIS）とは、「Advance Passenger Information System」の略で、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と、関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステムをいう。

イ 重要施設等に対する警戒警備の強化

金沢駅、小松空港等の重要施設のほか、不特定多数の人が集まる施設等において、制服警察官及びパトカーによる「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、テロの未然防止に向けた警戒を強化する。



【金沢駅における警戒状況】

(5) 訪日外国人等の急増への対応

ア 外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組の推進

我が国に滞在する外国人の更なる増加が見込まれる中で、日本語を解さない外国人からの通報、各種届出等に的確に対応できる体制を充実させるため、円滑なコミュニケーションを支える各種ツールの整備及び外国語での対応が可能な警察官の配置を推進するとともに、日本語を解さない外国人による110番通報を想定した現場対応訓練を継続的に実施する。

イ 我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保

遺失届・拾得物の受理等における外国語対応の促進、防犯・防災情報の外国語による提供に努めるとともに、日本語を解さない外国人が我が国警察に関する情報を容易に入手できる環境を整備するなど、我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保に努める。

ウ 通訳人材の確保及び能力向上等の基盤整備の推進

語学に素養のある警察官を通訳として積極的に育成するとともに、警察署の通訳チームを効果的に運用するなど、通訳人材の確保及び運用を強化する。また、外国文化、宗教等に関する理解の促進、各種英会話教材の活用等による外国人に対する対応能力の向上を図るとともに、関係機関・団体等との連携を強化するなど、訪日外国人等の増加に対応するための基盤整備を継続的に推進する。

2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

県内の刑法犯認知件数は、平成15年をピークに減少傾向が継続し、平成28年から令和元年にかけて戦後最少を更新し続けるなど、数値の面では改善傾向が認められる。

しかしながら、高齢者を中心に特殊詐欺の被害は依然として深刻であり、その手口は常に変容しているほか、サイバー犯罪も悪質・巧妙化しているなど、治安情勢は予断を許さない状況にある。

このような治安上の課題に対応するためには、地域の犯罪情勢に即した街頭活動、広報啓発活動等各種施策を推進するほか、初動警察活動における事態対処能力を強化し、迅速・的確な検挙活動を推進する必要がある。

また、自治体を始めとする関係機関・団体等との連携、防犯ボランティアを始めとする多様な防犯ネットワークの整備・活性化により、自主防犯活動を促進するとともに、安全で安心なまちづくりのための地域の取組を支援するなど、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する必要がある。

施策の目標

- 自治体、関係機関・団体、地域住民等と連携協働した犯罪抑止対策を推進する。
- 県民の防犯意識を向上させるとともに、防犯ボランティアの活性化を図る。

(1) 安全安心まちづくりの推進

ア 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を的確に分析し、多発している犯罪、住民が不安に感じる犯罪等に対して効果的な犯罪抑止対策を推進する。

イ 特殊詐欺予防対策の推進

あらゆる機会を活用した広報啓発活動により、県民の特殊詐欺被害防止意識の向上に努めるとともに、通話録音警告機等の防犯機器の普及促進を図るなど、県民がだまされないための対策を推進する。また、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策を強力に推進する。

ウ 防犯ボランティア活動の支援対策の推進

自治体、関係団体等と連携した防犯ボランティア団体に対する研修会の開催、犯罪発生情報・防犯情報の提供等の支援対策を推進し、県民の防犯意識の向上を図る。

エ 適正な許可等事務の推進

各種申請・相談への適切な対応及び法令に基づく適正な事務並びに法令違反に対する厳正な行政指導・処分等を行う。

(2) サイバー犯罪対策の推進

ア 「サイバーセキュリティ戦略」に基づく取組の推進

警察職員を対象としたサイバー能力検定、サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識レベルに応じた研修等を実施し、サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の強化に努める。

イ サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策の推進

被害認知時における迅速な対応及び積極的な合同・共同捜査を推進するなど、効果的かつ効率的な捜査を推進する。また、警察、民間事業者及び学術機関の官民連携による情報共有及び共同対処を強化するとともに、防犯ボランティア等と連携した広報啓発活動を推進し、社会全体のサイバーセキュリティ意識の向上を図る。

ウ インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進

違法情報に対する積極的な取締り及び違法情報・有害情報が掲載されているウェブサイトの管理者等に対する削除依頼を推進する。

(3) 県民の生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯対策及びヤミ金融事犯対策の推進

悪質商法事犯^(注1)及びヤミ金融事犯^(注2)の被害拡大防止を念頭に、早期の事件化を図るとともに、金融機関に対する口座凍結依頼及び携帯電話事業者に対する契約者確認要求等の情報提供を積極的に推進する。

(注1) 悪質商法事犯とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反のうち預り金の禁止に係る違反、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反、特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯をいう。

(注2) ヤミ金融事犯とは、出資法違反（高金利等）、貸金業法違反及び貸金業に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯並びに貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律違反及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反に係る事犯をいう。

イ 社会情勢の変化に応じた環境事犯対策及び知的財産侵害事犯対策の推進

廃棄物の不法投棄事犯等の環境事犯^(注1)及び知的財産権侵害事犯^(注2)に対しては、関係機関と連携した積極的な取締りを推進するほか、営業秘密侵害事犯^(注3)の早期届出を促すための広報啓発、認知時における適切な対応及び取締りを推進する。

(注1) 環境事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反並びに動物の愛護及び管理に関する法律違反等に係るものをいう。

(注2) 知的財産権侵害事犯とは、商標法違反、著作権法違反及び不正競争防止法違反のうち営業秘密侵害事犯の違反に係るものをいう。

(注3) 営業秘密侵害事犯とは、秘密として管理される企業情報（技術情報、顧客名簿等）を侵害するものをいう。

(4) 地域警察の対応力の強化

ア 管内的情勢に即した地域警察活動の推進

警ら、巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会等を通じて管内の実態把握を行い、犯罪及び交通事故の抑止に重点を置いたきめ細かで積極的な街頭活動を推進する。

イ 地域警察官の職務執行力の強化

地域警察官に対して事態対処能力の向上に向けた指導教養及び職務質問技能指導官^(注)等による実戦的教養を推進し、職務執行力の強化を図る。

(注) 職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能又は知識を有し、その技能等を次世代に伝承するため、警察本部長が指定した警察官をいう。

ウ 初動警察活動の強化

重大事案や大規模災害を想定した初動対応訓練を推進するとともに、戦略的通信指令^(注)を深化させ、初動警察活動における事態対処能力の強化を図る。

(注) 戦略的通信指令とは、①初動警察で犯人検挙に導く的確な通信指令、②警察官を受傷事故から守る通信指令、③事案処理の確実な報告による対応漏れの防止徹底をいう。

3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進

県内において、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数及び高齢者虐待事案の認知件数は増加傾向にあるほか、ストーカー事案・配偶者からの暴力事案（DV）の相談等件数は引き続き高水準で推移するなど、人身安全関連事案の情勢は、依然として予断を許さず、被害者等の安全を確保するための迅速・的確な組織的対処が求められている。

子供・女性・高齢者に危害が加えられる犯罪は、一たび発生すれば被害者等のみならず、地域社会に大きな衝撃を与えることから、犯罪の前兆とみられる事案を認知した段階から行為者を早期に特定して検挙、指導等を行うほか、地域住民に対する情報提供を的確に実施する必要がある。

また、県内の刑法犯少年の検挙人員、触法少年及び不良行為少年の補導人員は減少傾向にあるものの、全国的には少年による特殊詐欺及び大麻事犯の検挙人員が大幅に増加しているほか、依然として再犯者が検挙人員の約3割を占めていることから、非行防止教室、立ち直り支援活動等、学校、少年警察ボランティア等と連携した少年の非行防止対策を推進するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組む必要がある。

このほか、インターネットの利用に起因した児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯の被害は依然として深刻であり、取締りの強化、広報啓発活動、インターネット上の有害サイト対策等による被害の未然防止を推進する必要がある。

施策の目標

- 人身安全関連事案における被害者の安全確保を推進する。
- 通学路等における子供の安全を確保する。
- 関係機関・団体と連携した少年の非行防止対策を推進する。
- 有害環境対策、福祉犯の取締り等による少年の保護対策を推進する。

(1) 人身安全関連事案への的確な対応

ア 人身安全関連事案に対する組織的な対応の推進

ストーカー・DV・児童虐待事案等の人身安全関連事案を認知した場合は、警察本部と警察署が情報を共有し、生活安全部門、刑事部門等が連携して事案の危険性・切迫性を見極めて迅速・的確に対処するとともに、関係機関と緊密に連携した被害の未然防止・拡大防止を図る。

イ 行方不明者発見活動の推進

自治体、関係機関等と連携した行方不明者発見活動を推進し、認知症高齢者を始めとする行方不明者の早期発見・保護に努める。

(2) 子供・女性安全対策の推進

ア 先制・予防的活動の推進

子供・女性を対象とした声掛け事案等^(注)の行為者に対して積極的な指導・警告を行うなど、先制・予防的活動を推進する。

(注) 声掛け事案等とは、声掛け、つきまとい、容姿等の写真撮影、卑わいな言動等の迷惑行為等をいう。

イ 通学路等における子供の安全確保のための対策の推進

子供・女性を対象とする犯罪等に関する情報の収集・分析、被疑者の早期検挙に努めるほか、関係機関・団体等と連携した被害防止活動を推進する。

(3) 少年の非行防止・保護対策の推進

ア 「非行少年を生まない社会づくり」の推進

学校における非行防止教室の開催、いじめ問題への的確な対応、少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動等により、少年の規範意識を醸成し、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

イ 適正な少年事件捜査の推進

少年の特性に配意した迅速・適正な事件捜査を推進し、少年の健全育成を図る。

ウ 福祉犯の取締りと有害環境対策の推進

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等インターネットの利用に起因する福祉犯被害を防止するため、福祉犯の取締りの強化、児童・保護者に対する広報啓発、有害環境対策等を推進する。

4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

県内における刑法犯認知件数の減少傾向が継続する一方で、検挙率は上昇傾向を維持し、治安情勢を測る指標の上では改善がみられるものの、依然として殺人、強盗等の凶悪事件及び住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗事件が発生している。

特殊詐欺については、認知件数、被害額ともに減少傾向にあるが、キャッシュカードをすり替えてだまし取る詐欺盗等、新たな手口もみられるなど、依然として深刻な情勢にある。

また、暴力団情勢については、六代目山口組が3つに分裂し、対立状態が継続しており、今後の県内への波及を含め、予断を許さない情勢にあるほか、暴力団の企業活動への進出、組織的な特殊詐欺の実行等、社会経済情勢の変化に応じて資金獲得活動を多様化させている。

これら県民の生活を脅かす犯罪については、適正捜査の推進、刑事訴訟法等の改正による新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の構築を行いつつ、捜査手法及び取調べの高度化、初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集、科学技術の活用、捜査支援分析体制の充実・活用等によって検挙力及び事態対処能力を強化し、徹底検挙する必要がある。

施策の目標

- 重要犯罪、重要窃盗犯、特殊詐欺、暴力団犯罪等の県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

(ア) 迅速・的確な初動捜査の実施

重要事件発生時には、素早く捜査員を大量投入するなど、早期に捜査体制を確立するとともに、迅速・的確な初動捜査を展開して被疑者の検挙を図る。

(イ) 未解決重要事件の捜査

未解決重要事件に係る捜査情報、鑑定資料等を継続的に精査するとともに、最新の科学技術を活用し、被疑者の検挙に向けた捜査を推進する。

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

発生状況等を分析して被疑者を割り出すとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、広域事件捜査を推進する。

ウ 特殊事件に対する対応力の強化

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件に対する対処能力強化に向けた各種訓練を実施して練度の向上を図る。

(2) 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙

ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

被害認知時には、現金等の交付形態に応じた積極的なだまされた振り作戦を行って、受け子^(注)等の検挙を徹底するとともに、押収資料の分析、各部門の垣根を越えた積極的な情報収集等により、犯行グループの実態解明、犯行拠点の摘発及び組織中枢の被疑者の検挙を図る。

(注) 受け子とは、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く役割の被疑者をいう。

イ 犯行ツール対策の推進

特殊詐欺に利用される携帯電話、預貯金口座等犯行ツールの供給を遮断するとともに、被害届及び被害相談の受理時には、迅速・確実に携帯電話事業者に対する犯行使用電話の契約者確認要求、当該電話に対する積極的な警告の実施等により、犯行ツールを無力化することで犯行グループの弱体化を図る。

また、犯行グループに対してレンタル携帯電話、電話転送サービス等の提供、詐取した電子マネー等の転売、買取等を行っている悪質な業者に対する情報収集及び取締りの強化を図る。

ウ 構造的不正の追及の強化

政治・行政をめぐる構造的不正の追及を強化し、公務員犯罪、官製談合事件等を検挙する。

(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進

暴力団の首領を始めとする暴力団犯罪の徹底検挙並びに暴力団対策法^(注)及び暴力団排除条例の効果的な運用に努めるとともに、県民の安全確保を図りながら暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を推進する。

(注) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

イ 薬物・銃器犯罪の徹底検挙及び薬物乱用防止対策の推進

薬物密売組織及び末端乱用者の取締りを徹底し、違法薬物の供給の遮断及び需要の根絶を図るとともに、薬物乱用防止に関する広報啓発活動を積極的に推進し、規範意識の醸成を図る。

また、税関、海上保安庁等の関係機関と連携した薬物・銃器犯罪の取締りを推進する。

ウ 国際犯罪の徹底検挙

来日外国人犯罪に的確に対応するため、情報の収集・分析による犯罪組織の実態解明を図るとともに、関係機関と連携し、悪質・重大な犯罪や犯罪インフラ事犯^(注)の取締りを推進する。

(注) 国際犯罪に係る犯罪インフラ事犯には、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長罪等がある。

(4) 検挙力の強化

ア 初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

事件発生直後の現場において迅速・的確に客観証拠を収集することは極めて重要であることから、鑑識専務員のみならず事件捜査に携わる全ての職員の技能向上を図るとともに、最新機器、鑑定資機材等を効果的に活用した鑑識活動により、遺留指掌紋、微物等の客観証拠を細大漏らさず確実に採取する。

また、公判における立証に資するため、現場における採取資料等の押収経過の一層の明確化を図るとともに、押収から鑑定に至るまでの適正な保管・管理を徹底する。

イ 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術を犯罪捜査に活用する。

また、近年の犯罪捜査において高い有用性が認められる防犯カメラ画像の迅速かつ適正な収集に努めるとともに、科学技術を活用した解析を徹底し、犯罪捜査への活用を図る。

ウ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進

令和元年6月に全面施行された取調べの録音・録画制度及び新たな通信傍受方式に的確に対応するため、取調べ官の技能向上及び経験の蓄積により、取調べの高度化・適正化を図るほか、傍受指導官^(注)等による指導教養を充実させ、通信傍受を有効かつ適正に実施する。

(注) 傍受指導官とは、通信傍受の実施及び再生に従事する職員に対して必要な指導教養を行うとともに、通信傍受実施場所における特定電子計算機の使用方法に関する助言を行うなど、警察本部長が適正捜査指導担当部門の警部以上の警察官の中から指名する。

エ 効果的な捜査支援分析業務の推進

犯罪情勢及び各種犯罪関連情報を総合的に分析し、被疑者の絞り込み及び犯罪者プロファイリングによる各種捜査情報の捜査員等への迅速な提供により、事件の早期解決に資する効果的な捜査支援分析業務を推進する。

また、情報分析担当者の能力向上を図るため、捜査員対象の研修会等を開催する。

オ 適正な検視業務の徹底

犯罪死を見逃すことのないよう、検視官臨場による検視、画像検査等を推進するとともに、死体取扱業務従事者に対する効果的かつ計画的な指導教養により、緻密かつ適正な検視業務を推進する。

5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備

県内の交通事故は、平成18年から令和元年にかけて発生件数及び負傷者数とともに一貫して減少している。

しかしながら、令和元年の交通事故死者数は、前年を上回ったほか、死者数全体に占める65歳以上の高齢者の割合が依然として高い水準で推移しているなど、交通事故の更なる減少を実現するための課題は多い。

また、全国的には、幼い子供が犠牲となる痛ましい交通事故や高齢運転者による重大な交通事故が相次いで発生しているほか、重大な交通事故につながりかねない悪質・危険な運転行為（いわゆるあおり運転）等が大きな社会問題となっている。

このような情勢に対処するためには、地域の実態に即した交通事故防止対策、高齢運転者・歩行者等の対象者の特性等に応じた交通安全教育、交通事故分析に基づく効果的な指導取締り等の交通安全対策を社会全体で推進・強化していく必要がある。

また、交通事故の発生、道路整備、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握し、地域住民、道路利用者等の理解を得ながら、適時・適切な交通規制を実施するとともに、道路管理者等と緊密に連携し、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、生活道路における歩行者安全対策等を計画的に推進し、安全で円滑な交通環境を整備する必要がある。

【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

年別 区分	昭47	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	増減	
												件(人)数	率(%)
発生件数(件)	8,532	6,037	5,544	5,156	4,639	4,074	3,791	3,541	3,198	2,642	2,408	-234	-8.9
死者数(人)	183	64	44	44	61	55	46	48	34	28	31	+3	+10.7
負傷者数(人)	11,725	7,223	6,677	6,142	5,538	4,846	4,492	4,150	3,731	3,085	2,823	-262	-8.5

※ 昭和47年の交通事故死者数183人は過去最多

【令和元年中の交通死亡事故の主な特徴】

- 高齢者（65歳以上）の割合が高い 22人 前年比+2人 構成率71.0%
- 夜間（日没～日の出）の割合が高い 18人 前年比+4人 構成率58.1%
- 交差点（付近を含む。）の割合が高い 15人 前年比±0人 構成率48.4%
- 歩行中の割合が高い 14人 前年比+1人 構成率45.2%

施策の目標

- 自治体、関係機関・団体等と連携して地域の実態に即したきめ細かな交通事故抑止対策を推進するとともに、交通事情の変化を的確に把握し、安全で円滑な交通環境を整備する。

(1) 交通事故等抑止対策の推進

ア 高齢者の交通事故防止対策の推進

(ア) 高齢歩行者の交通事故防止対策

加齢に伴う様々な身体機能の低下が行動に及ぼす影響等を理解させるため、歩行者用シミュレーター等の教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。特に道路横断中の交通事故では、歩行者側にも法令違反が多い実態が認められることから、交通安全アドバイスカード^(注)を活用した街頭での安全指導を実施する。

また、関係機関・団体等と連携し、家庭訪問等を通じて、交通ルールの周知や横断時の安全確認の徹底を促すなど、効果的な広報啓発活動を実施するとともに、反射材用品の着用促進を図る。

(注) 交通安全アドバイスカードとは、歩行者がとりやすい危険な行動を明記したカードで、交通事故に遭う可能性のある危険な行動をとる歩行者を認めた場合に、安全行動について、その場で、指導・アドバイスを行う際に活用するものをいう。

(イ) 高齢運転者の交通事故防止対策

安全な運転に必要な技能・知識を再確認するため、ドライブレコーダー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、頻回事故歴者^(注1)に対する安全指導を行うとともに、自治体、関係機関・団体等と連携し、安全運転サポート車^(注2)の普及促進を図る。

さらに、安全運転相談の充実を図るとともに、運転免許更新時の認知機能検査や高齢者講習の円滑を図る。

(注1) 頻回事故歴者とは、一定期間に複数回の交通事故の当事者となった者をいう。

(注2) 安全運転サポート車とは、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時急発進抑制装置等の先進技術が搭載された自動車をいう。

イ 歩行者の交通事故防止対策の推進

人優先の交通安全思想を基本とした広報啓発、街頭活動、交通環境の整備等、歩行者保護に向けた総合的な安全対策を推進する。特に、ドライバーには、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務について周知を図るほか、歩行者に対しては、正しい横断方法についての街頭指導や、交通安全教育を重点的に実施する。

また、関係機関・団体、事業所等と連携し、歩行者には、反射材用品の着用を、運転者には、薄暮時における早めのライト点灯及びハイビーム（上向きライト）の上手な活用を推進する。

ウ 自転車利用者に対する交通ルールの周知徹底及び交通安全教育の推進

自治体、学校等と連携し、サイクルシミュレーター、小型ビデオカメラ等を活

用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。特に中学・高校生に対しては、自転車ルール・マナー検定、スタントマンを活用した安全教育等を通じて、いわゆるながら運転の禁止等、自転車の通行ルールの周知を図る。

また、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、積極的な指導警告を推進するとともに、危険・妨害性の極めて高い違反及び再三の警告に従わない悪質な違反者には検挙措置を講じる。

さらに、道路管理者等と連携し、地域の実情や道路ネットワークの連続性に配意しながら、安全で快適な自転車通行空間の整備に努める。

エ 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進

地理情報システム（G I S^(注)）の活用等による高度な交通事故分析に基づいた指導取締りを実施するとともに、通学時間帯や薄暮時間帯・夜間における街頭活動を強力に推進する。

また、飲酒運転、無免許運転、携帯電話使用等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反に起因する交通事故の抑止に資する指導取締りを推進する。

さらに、いわゆるあおり運転に対しては、あらゆる法令を駆使した厳正な取締りを推進する。

(注) G I S (Geographic Information System) とは、統計情報等様々な情報を地図に表示し、分析・解析を円滑に行う仕組みをいう。

オ 悪質な交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進・強化

客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件捜査を推進するとともに、重大事故発生時には、警察本部が関与し、公判を見据えた適正な初動捜査を徹底する。

また、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害目的運転等が疑われる交通事故を中心に、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の適用を視野に入れた捜査を徹底する。

カ 適正な運転免許行政の推進

悪質・危険な運転者を道路環境から早期に排除するため、迅速な行政処分の執行と適切な運転者教育を推進する。特に、死亡事故等の重大事故、飲酒運転による事故等、悪質性の高い事案に対しては、仮停止制度を積極的に運用する。

また、警察活動において、一定の病気や認知症が疑われる運転者を発見した際には、対象者等への聴取を確実に行うとともに、必要に応じて臨時適性検査を実施し、運転に支障を及ぼすと認められた場合には、運転免許の停止・取消しの処分を行う。

キ きめ細かな運転者施策の推進

運転免許更新時の認知機能検査及び高齢者講習の円滑を図るほか、高齢運転者、身体に障害がある方等からの安全運転相談に対し、丁寧に対応するとともに、利用可能な制度の情報提供に努める。

また、高齢運転者の運転免許の自主返納については、受付場所の拡大、代理申請の受理等を継続するとともに、運転免許の自主返納の支援施策拡充に向けて、自治体、関係機関・団体等に働き掛けを行うなど、自主返納しやすい環境の整備に努める。

さらに、県内に居住する外国人の増加に伴い運転免許学科試験の多言語化への対応を推進する。

ク 交通事故分析の高度化

G I S、プローブ情報^(注1)等の活用により、交通事故分析の更なる高度化を図るとともに、いわゆるP D C Aサイクル^(注2)による対策の効果検証を行うことにより、効果的かつ効率的な交通安全対策を推進する。

(注1) プローブ情報とは、カーナビゲーション等に蓄積された走行履歴情報をいう。

(注2) P D C Aサイクルとは、交通規制や交通指導取締りの実施効果について、交通事故分析の結果等を踏まえて検証することをいう。

(2) 安全で円滑な交通環境の整備

ア 持続可能な交通安全施設等の整備

本格的な人口減少と高齢化社会を迎える中、必要な交通安全施設等を整備し、交通状況の変化により必要性が低下した交通規制の見直しを推進する。

イ 道路交通環境の変化等に即したより合理的な交通規制の推進

最高速度規制、駐車規制並びに信号機の設置及び信号制御の3つの交通規制を重点として、交通規制実施後の交通量、交通違反の実態、交通事故発生状況等の調査・分析を行い、道路交通環境の変化等により交通規制の効果が低下していると認められる場合は、交通規制の見直しを含め、必要な道路交通環境の改善を図る。

ウ 生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

通学路、未就学児等の集団移動経路における関係機関との合同点検結果を踏まえ、ゾーン30^(注1)等の交通規制の実施、道路管理者と連携した交通安全施設の整備、可搬式速度違反自動取締装置^(注2)の活用等による交通指導取締り、ボランティアと連携した保護誘導活動等のハード・ソフト両面から対策を推進する。

(注1) ゾーン30とは、区域（ゾーン）を定めて、最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制することをいう。

(注2) 可搬式速度違反自動取締装置とは、速度超過違反車両等を写真撮影し、生活道路や少人数での取締りが可能な新たな速度違反取締り装置をいう。

エ 災害に備えた交通対策の推進

交通規制計画等に基づき、緊急交通路の確保、標章交付及び可搬式発動発電機を用いた信号機滅灯時の応急対応について、実践的訓練を実施するほか、災害発生時において安全で円滑な交通環境を確保するため、信号機電源付加装置^(注)等の整備を推進する。

(注) 信号機電源付加装置とは、停電検出時に信号機等へ応急的に電源を供給するものをいう。

オ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連行事の開催等に伴う交通安全対策の推進

聖火リレーについては、関係者の安全確保に加え、交通の安全と円滑の観点から、実行委員会等の関係機関との連携を密にした取組を推進する。

6 テロ・大規模災害等緊急事態対策の推進

世界各地でテロ事件が相次いで発生するとともに、海外で邦人、我が国の関連施設等の権益がテロの被害に遭う事案も発生している。また、車両、刃物等を用いたテロ事件や社会の機能を麻痺させるサイバーテロが発生するなど、テロの手法も変容してきている。

このような情勢を踏まえ、当県においても、テロ等違法行為を未然に防止し、公安の維持を図るため、引き続き関連情報の収集・分析、重要施設等の警戒警備、関係機関・団体等との連携等、情勢に応じた対策を講じていく必要がある。

一方、全国では、豪雨、地震等による大規模災害が発生し、大きな被害を受けている。こうした大規模災害発生時に迅速かつ的確に対処し、県内に滞在・居住する一人でも多くの方を守り、少しでも被害を減らすことができるよう、従前の取組内容の不断の見直し、平素の業務における災害に関する危機管理体制の点検及び構築の持続的な推進のほか、関係機関・団体等との連携強化、装備資機材の充実整備、実戦的訓練の実施等により、災害対処能力の更なる向上を図っていく必要がある。

施策の目標

- テロ・大規模災害等の緊急事態に迅速・的確に対応できるよう、諸対策を推進する。

(1) テロ対策の推進

ア 警戒警備の徹底

日々変化する厳しい治安情勢を踏まえ、金沢駅、小松空港等の重要施設等において、各種部隊等による情勢に応じた的確な警戒警備を徹底する。

イ 情報収集・分析の強化

テロ等違法行為のほか、治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について、幅広い情報を収集して的確に分析を推進する。

ウ 官民連携による対策の推進

(ア) ネットワーク活動

いしかわテロ対策ネットワーク^(注)の活動を通じて、官民が更に積極的かつ緊密に連携し、情報共有及び通報連絡体制を強化するなどして、テロの未然防止を図る。

(注) いしかわテロ対策ネットワークとは、県内の91機関・団体・事業者が参加するテロ対策資する官民連携ネットワークをいう。

(イ) 重要施設等対策

金沢駅、小松空港等の重要施設のほか、不特定多数の人が集まる施設等にお

いて、制服警察官やパトカーによる「見せる警戒」を実施するほか、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するなど、テロの未然防止に向けた警戒を強化する。

(ウ) 爆発物原料対策

爆発物の原料となり得る化学物質等を取り扱っている薬局、ホームセンター、学校等を訪問し、管理強化の要請等を行うほか、販売事業者に対しては、販売時の本人確認の徹底依頼、不審な購入者への対処要領の教示を行うなど、爆弾テロ等違法行為の未然防止を図る。

(エ) 宿泊施設等の悪用防止対策

旅館、インターネットカフェ、賃貸マンション等を営む事業者のほか、住宅宿泊事業者等に対しても、顧客に対する本人確認の徹底、不審者情報の提供依頼等を行うなどして、テロリスト等による悪用防止を図る。

(オ) サイバー攻撃対策

サイバー攻撃が世界的規模で発生している状況を踏まえ、民間事業者等と緊密に連携し、サイバー攻撃の実態解明、被害の未然防止及び拡大防止を図るとともに、共同訓練等により対処能力を強化する。

(2) 災害対策の推進

ア 初動態勢の確立及び対処能力の向上

災害等の緊急事態が発生した際、迅速・的確に対応できるよう、初動態勢を確立するほか、災害警備等に関する指導を徹底するとともに、初動対応訓練、救出救助訓練等の実戦的な訓練を反復実施し、対処能力の向上を図る。



【倒壊家屋からの救出救助訓練実施状況】

イ 関係機関等との連携の強化

平素から自治体、消防等と緊密に連携し、情報共有等を図るとともに、合同訓練を実施するなど、緊急事態の発生に備えて関係機関・団体等との連携を強化する。

ウ 各種計画・施策の不断の見直し

東日本大震災後も全国各地で地震、豪雨等による大規模災害が発生していることから、いかなる大規模災害にも迅速・的確に対処できるよう、災害対策に係る各種計画、施策等を不斷に見直すなど、危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進し、その充実強化を図る。

7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

人口減少や高齢化の進展、科学技術の発展に伴う社会の変化に適応し、新たに生じてくる、又は変容する治安上の課題に適切に対応し、安全安心な暮らしを願う県民の期待と信頼に応えるためには、業務の合理化・効率化、ワークライフバランス等を推進し、警察機能を最大限発揮できる、高い士気と厳正な規律を有する組織を確立することが重要である。

また、組織の人的構成の変化により、現場執行力の低下を招くことがないよう、優秀な人材を確保するとともに、若手警察官の早期戦力化を図るほか、交番等の警察施設等の整備、各種装備資機材の充実、各種システムの高度化等を図る必要がある。

さらに、社会情勢の変化に伴って変化する県民の警察に対する期待と信頼に応えるためには、職員一人一人が誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備え、適正に職務を執行することはもとより、県民から寄せられる警察安全相談や苦情に真摯に対応し、犯罪被害者等の心情に寄り添ったきめ細かな支援等を推進する必要がある。

施策の目標

- 業務の合理化・効率化・高度化の推進及び組織の活動基盤を整備することにより、警察力の更なる充実強化を図る。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

(1) 警察力の充実強化

ア 合理的・効率的な組織運営の推進

検挙力と事態対処能力を強化しつつ、業務の合理化・効率化・高度化とワークライフバランスの推進により、警察機能を最大限に発揮できる、高い規律と士気を有する組織を確立し、合理的・効率的な組織運営に努める。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

警察官という職業のやりがい・魅力をアピールするため、体験型の就職説明会、警察学校オープンキャンパス等を開催するとともに、県警ウェブサイト及びSNSを活用した情報発信・提供を行うなど、採用募集活動の充実を図り、警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保に努める。



【採用募集ポスター】

ウ 適正な人事評価の推進

適正な人事評価に基づき、公正かつ的確に人事管理を行い、組織全体の士気高揚に努める。

エ 若手警察職員の早期戦力化と幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上

各部門の若手警察官育成プログラム等の組織的・体系的な教養、現場を想定して行う実戦的総合訓練^(注)等により、若手警察職員の早期戦力化を図るとともに、幹部・指導員に対しても当直指揮訓練等の実戦的な訓練、各種研修会等を実施するほか、失敗や問題を素直に報告できるような風通しの良い職場環境づくりに関する指導教養を行うなどにより、指導力や指揮能力の向上を図る。

(注) 実戦的総合訓練とは、第一線の現場の取扱い状況や教訓とすべき事案等を題材とした想定に基づき、届出の受理（事案の認知）、現場臨場、職務質問、擬律判断、逮捕、捜査書類の作成等の一連の警察活動をロールプレイング方式により実施又は指揮する訓練をいう。

オ 術科訓練の充実強化

現場で活動する全ての警察官が犯罪に毅然として立ち向かい、いかなる事態に遭遇してもひるむことなく、的確に対処できる現場執行力を身に付けることができるよう、過去の事例及び現場を想定した実戦的な訓練を推進し、術科訓練の充実強化を図る。

カ ワークライフバランスの推進

男女を問わず、勤務に制約のある職員を含む全ての職員が能力を十分に発揮できるよう、長時間勤務の抑制及びワークライフバランスの実現を推進し、柔軟な組織運営を図る。

キ 警察施設の計画的な整備及び装備資機材の充実

警察力を強化するとともに、来庁者の利便性を図るため、警察署、交番等の警察施設の計画的な建て替え、移転、改修等を行う。

また、事件、事故等日々変化する情勢への的確な対応及び警察官の安全な職務執行を支えるため、車両及び装備資機材の整備充実を着実に推進する。

ク 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

情報管理システムの開発・改修による警察業務の合理化・効率化を図るとともに、変化する情報セキュリティ上の脅威から警察情報を守るため、情報リテラシーの向上施策、情報セキュリティ対策及び情報流出防止対策を確実に推進する。

ケ 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、留置施設に対する効果的な巡回指導の実施及び留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を徹底するとともに、現場に即した指導教養を行い、適正な留置管理業務を推進する。

コ 総合的な福利厚生施策の推進

職員が後顧の憂いなく業務に専念できる環境の形成に資するため、健康管理対策や生活支援といった総合的な福利厚生施策を推進する。

(2) 県民の立場に立った警察活動の推進

ア 警察安全相談に対する適切な対応の推進

警察本部及び警察署の警察安全相談室が中心となって、寄せられた警察安全相談に対しては、相談者の立場に立ち、迅速かつ組織的に適切な相談対応を推進する。

イ 苦情に対する適切な対応の推進

迅速かつ適切な苦情の調査を推進し、職務執行における責任の明確化及び苦情を活用した組織的な業務改善を図る。

ウ 警察署協議会の効果的な運営

管内住民等の意見をより適切に把握し、警察署の業務運営に反映できるよう、警察署協議会の効果的な運営を推進する。

エ きめ細かな被害者支援活動の推進

第3次犯罪被害者等基本計画^(注)等を踏まえ、犯罪被害者等基本法の適正な運用を図るとともに、自治体、民間団体等関係機関と連携し、犯罪被害者等の心情に配意したきめ細かな被害者支援活動を推進する。

(注) 第3次犯罪被害者等基本計画とは、平成28年度から令和2年度（2020年度）まで5か年を計画期間とし、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の権利権益の保護が一層図られる社会を目指して定められた具体的な施策をいう。

オ 警察活動に関する積極的な広報の推進

警察職員が地道に職務に当たる姿や厳しい現場における活動状況等の広報素材を積極的に提供することにより、県民に警察の真の姿を伝える広報を推進する。

カ 被疑者の取調べに対する厳正な監督の推進

不適正な取調べの未然防止のため、被疑者の取調べに対する厳正な監督及び職員に対する指導教養を推進する。

キ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

監察を通じて、非違事案につながりやすい業務の仕組みを改善するとともに、他の都道府県で発生した非違事案や過去に発生した事例の原因・背景の分析と指導教養の徹底により、非違事案の未然（再発）防止の推進を図る。

第4 警察予算

1 警察費の概要

令和2年度当初予算は、本年の県警察の重点目標である「交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進」等7項目を柱に「予算編成方針及び重点施策等」を策定の上、治安の更なる改善に向けた取組、警察施設や装備等の充実強化及び社会情勢の変化に対応する治安対策の推進のために必要な事業に重点をおいて予算編成を行った。

なお、本県では、国の補正予算に呼応して令和元年度第1次3月補正予算を編成の上、令和2年度当初予算と一体となった「実質当初予算」を編成したところであり、そのうち警察費実質当初予算額は25,307,956千円と、ほぼ前年並みとなっている。

【警察費の状況等】

(単位:千円・%)

項目別	年度別		令和2年度実質当初予算		令和元年度実質当初予算		増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	率		
警察費	25,307,956	100.0	25,137,935	100.0	170,021	0.7		
人件費・恩給費	20,496,576	81.0	20,364,437	81.0	132,139	0.6		
物件費	4,811,380	19.0	4,773,498	19.0	37,882	0.8		
警察施設費	887,119	3.5	932,907	3.7	△ 45,788	△ 4.9		
交通安全施設費	746,651	3.0	719,931	2.9	26,720	3.7		
一般物件費	3,177,610	12.6	3,120,660	12.4	56,950	1.8		
(参考) 県一般会計予算	594,129,000	—	580,886,000	—	13,243,000	2.3		

2 主要事業

(1) 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

交流人口の拡大及び犯罪情勢の変化に的確に対応し、犯罪抑止対策を推進するため、特殊詐欺被害防止コールセンターへの委託事業、金融機関に対してFAXを一斉送信することによる注意喚起等の特殊詐欺被害防止対策を継続して実施するほか、検挙力及び事態対処能力の強化のため、突入用耐刃防護衣を更新整備する。

(2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進するため、安全情報の提供や防犯ボランティア講習会の開催等を行うほか、精強な地域警察を構築するため、通信指令システムの計画的な運用維持、警察機動力の確保に不可欠な小型警ら車、交通取締四輪車、交通事故処理車の更新、県警ヘリコプターの資機材整備等を行う。

(3) 子供・女性・高齢者を守る取組の推進

子供・女性・高齢者を含む被害者等の安全の確保を最優先とする対策を推進するとともに、少年補導員等の活動支援及び非行少年の立ち直りを支援する「ボランティア育成研修会」を引き続き実施し、支援活動の充実を図る。

(4) 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

殺人・強盗等の重要犯罪、重要窃盗犯、特殊詐欺等、県民の生活を脅かす犯罪の早期検挙及び被害の拡大防止のため、各種捜査支援資機材を整備する。

また、DNA型鑑定を始めとする各種鑑定機器の適正な運用維持等により、科学技術を活用した捜査を一層推進するなど、捜査活動基盤の充実を図る。

(5) 交通事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備

交通事故死者数の更なる減少を目指し、死者全体の約7割を占める高齢者の交通事故防止対策として、街頭における交通安全指導・保護誘導を通じて行う交通安全教育、体験・実践型の自動車及び自転車運転者に対する安全運転教育を引き続き実施するほか、更新時における高齢者講習の直接実施体制についても充実を図る。

また、交通事故抑止に資する交通指導取締りを行うための各種資機材を計画的に整備するほか、交通管制システム及び信号機・横断歩道等の交通安全施設を効果的かつ効率的に整備・更新し、安全で円滑な交通環境の整備を推進する。

(6) テロ・大規模災害等緊急事態対策の推進

自然災害を始めとする大規模災害等への対応能力の向上を図るため、各種災害訓練を引き続き実施するほか、災害警備活動用装備資機材の充実を図り緊急事態への対応に万全を期す。

(7) 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

現場執行力の充実強化のため、駐在所用装備資機材を整備するほか、指導能力向上に資する各種研修及び術科用具の整備を引き続き実施し、若手警察官の早期戦力化及び幹部の指揮能力向上を図る。

また、警察施設の計画的整備を推進するため、老朽化した七尾警察署の移転整備に係る建設工事に着手するほか、白山警察署（仮称）松任交番の新設整備、金沢西警察署西念町交番の移転整備、羽咋警察署三明駐在所の移転整備を実施する。

3 令和2年度実質当初予算 警察本部主要事業の概要

事業名	金額(千円)	説明
身近な安全・安心が確保された社会づくり		
1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進		
(1) 犯罪情勢の変化に対応した検挙活動の推進		
・ 特殊詐欺予防対策の推進	5,407	特殊詐欺予防対策の実施 ・ 特殊詐欺被害防止コールセンター委託 ・ 金融機関へのFAX一斉送信
・ 検挙力及び事態対処能力の強化	2,077	突入用耐刃防護衣整備
(2) 繁華街等における地域安全対策の推進		
・ 悪質な風俗営業に対する厳正な取締り等の推進	4,980	片町街頭防犯カメラシステムの運用
(3) 訪日外国人等の急増への対応		
・ 外国人とのコミュニケーションの円滑化への取組	2,990	国際捜査官の通訳力向上研修の実施など
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進		
(1) 安全・安心まちづくりの推進		
・ 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進	3,663	安全情報の提供、防犯ボランティア講習会の開催など
・ 特殊詐欺予防対策の推進	5,407	特殊詐欺予防対策の実施（再掲） ・ 特殊詐欺被害防止コールセンター委託 ・ 金融機関へのFAX一斉送信
・ サイバー犯罪対策の推進	5,306	サイバー犯罪対策技術者養成など
・ 適正な許可等事務の推進	6,014	風俗営業所管理者講習の実施など
(2) 地域警察の対応力の強化		
・ 通信指令機能の強化	327,902	通信指令システム、デジタル無線システムの運用など
・ 警察機動力の確保	197,988	小型警ら車、交通取締四輪車等の更新整備、 県警ヘリコプターの資機材整備など
・ 管内実態に即した地域警察活動の推進	20,671	盗難車両等照会システムの運用など
3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進		
・ 非行少年を生まない社会づくりの推進	5,219	少年補導員等の活動支援、非行少年の立ち直り支援
・ 少年非行防止教室の開催	2,595	ピュアキッズスクール・薬物乱用防止教室の開催
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙		
(1) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙		
・ 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進	6,072	暴力団対策責任者講習の実施など
・ 国際犯罪の徹底検挙	7,820	国際捜査官の通訳力向上研修の実施など（一部再掲）
(2) 検挙力の強化		
・ 効果的な捜査支援の推進	45,852	捜査支援資機材の整備など
・ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進	3,512	取調べ録音・録画装置の更新整備
・ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学 技術の活用	89,355	DNA型鑑定等の鑑定試料分析機器の運用など

事 業 名	金 額 (千円)	説 明
5 交通事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備		
(1) 交通事故等抑止対策の推進		
・ 交通安全教育の推進	9,855	交通安全教育、高齢運転者対策の推進 ・高齢者対象の体験・実践型自動車運転講習の委託実施 ・高齢者講習実施体制の充実 ・高校生交通安全フォーラムの開催など
・ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進	11,602	飲酒運転、著しい速度超過など悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 ・アルコール測定器の整備など
(2) 安全で円滑な交通環境の整備		
・ 交通安全施設等の効果的かつ効率的な整備	746,651	交通管制システム、交通信号機、道路標識、道路標示の整備など
・ 総合的な駐車対策の推進	20,494	放置車両確認事務の委託、同管理システムの運用
6 テロ・大規模災害等緊急事態対策の推進		
・ 緊急事態対策の推進	10,265	災害対策訓練の実施、ヘリコプター・テレビシステムの運用、災害警備活動用装備資機材の充実 ・非常用食糧の計画配備など
7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進		
(1) 現場執行力・治安維持体制の充実強化		
・ 若手警察官の早期戦力化と幹部の指揮能力向上	5,995	指導能力向上を図る研修会の実施、術科防具の整備など
・ 警察施設の装備資機材の充実	6,606	④駐在所用装備資機材の整備
(2) 警察活動の拠点となる警察施設の計画的整備		
・ 警察署庁舎建設費	債務含め 1,674,141	④七尾警察署庁舎の移転整備（工事着手） (うち債務負担行為 1,070,,000) (3ヵ年事業の2年目)
・ 交番等建設費	198,903	交番等の建設整備 ・新白山警察署松任交番（仮称）の新設整備 ・新金沢西警察署西念町交番の移転整備 ・新羽咋警察署三明駐在所の移転整備 ・④駐在所用防犯カメラ整備
・ 庁舎等整備費	3,300	
(3) 県民の立場に立った警察活動の推進		
・ 警察署協議会運営費	5,264	地域の実情に即した警察署協議会の開催
・ きめ細やかな被害者支援活動の推進	5,759	犯罪被害者の負担軽減及び広報相談活動の実施、支援